

大本山東福寺塔頭靈源院 永代供養墓地使用規程

靈源院永代供養墓地とは墓地永代使用権に、石碑・永代護持管理料・永代供養料・納骨料等諸費用を一括納付することで、使用者の子孫に代わり靈源院が永代護持管理供養する墓地である。

第1条 この規程は靈源院永代供養墓地の使用について定めたものである。

第2条 当墓地は墳墓および慰霊碑・供養塔のために使用し、これ以外の目的に使用することはできません。

2 土葬はできません。埋葬の際には、市町村長発行の死体（死胎）火葬証明書、改葬に当たっては、改葬許可証を当院へ提出してください。

第3条 当墓地使用希望者は、当墓地指定の使用申込書に所要事項を記入し、宗教法人靈源院に提出してください。

2 支払いは当院指定郵便口座に払い込み料を添えて、最寄りの郵便局または銀行よりお振込ください。

第4条 第3条払込代金受領後に、墓地・墓石永代使用承諾書をお渡しいたします。

2 墓石については、当院より指定石材店に発注します。

3 墓地使用者はいかなる場合においても、墓地永代使用権を有償無償にかかわらず第三者に譲渡することはできません。但し墓地の祭祀を継承する正統相続人には継承出来ます。

第5条 墓苑内の設備・管理・保全及び、各家使用墓地内の管理・保全は当院が行います。

2 震災などで墓石の転倒が発生した際は、当院が現状復帰に務めますが、破損部分の交換はいたしません。

第6条 当永代供養墓地に埋葬された方については当院が春秋彼岸・盂蘭盆・命日に1 霊位に付き年4回墓前にて回向いたします。但し、永劫に万一不測の事態により一時的に供養の遂行に支障が生じた場合、靈源院は此れに善処し、永代供養の継続に努めます。

2 将来、風化により墓石が著しく損傷し墓前での回向を継続できないと当院が判断した際には、墓地埋葬等に関する法律による手順に基づき墓石を撤去し永代管理を終了することがあります。その際には墓前での回向も終了いたします。

第7条 福寿・累照墓・常久墓価格には2名の永代供養料・埋葬諸費用が含まれます。これを超える埋葬を希望される場合には、当院へ申し出てください。（ただし常久墓は、上限4名とします）その際には、別紙使用申込書に定めた永代供養料をお支払いください。

第8条 墓地永代使用権を放棄する場合は、その旨を当院へ届け出てください。

2 前項の場合墓地永代使用権は当院に帰属し、既納の墓地永代使用料・永代管理料・永代供養料・墓石代金等は、返還いたしません。

第9条 次の場合墓地永代使用権の承諾を取り消します。

1 墓地永代使用権を第三者に譲渡した場合。

2 他の使用者の信仰に圧力を加たり、甚だしく近隣の迷惑になるような行為をした場合。

第10条 将来墓地埋葬等に関する法律が改正された時には、この規程も改正することがあります。

以上